九　第七条第十号に掲げる事項について変更があった場合　新たに国内における代理人となった者に係る次に掲げる書類

イ　住民票の抄本（国内における代理人が法人であるときは、当該国内における代理人の登記事項証明書）又はこれに代わる書面

ロ　婚姻前の氏名を、氏名に併せて別紙様式第一号により作成した変更後の内容を記載した書面に記載した場合において、イに掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

［２・３　略］

（業務の内容又は方法の変更の届出）

第二十一条　法第三十一条第三項の規定により届出を行う金融商品取引業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、第八条各号に掲げるもの（内容に変更のあるものに限る。）を記載した書類、第九条第八号ハに掲げる書類（内容に変更のあるものに限る。）及び前条第一項第五号に定める書類（内容に変更のあるものに限る。）を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。

（変更登録の申請）

第二十二条　［略］

２　前項の変更登録申請書には、変更の内容及び理由を記載した書面並びに次に掲げる書類（新たに行おうとする業務（電子募集取扱業務及び高速取引行為を含む。）に係るものに限る。）を添付しなければならない。

一　法第二十九条の四第一項各号（第一号から第三号まで、第四号ニ、第五号ハ及び第七号（法第六十六条の五十三第六号ハに係る部分に限る。）を除く。）のいずれにも該当しないことを誓約する書面

［二・三　略］

３　［略］

（登録申請書の記載事項）

第四十四条　法第三十三条の三第一項第九号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～十一　略］

（業務の内容及び方法）

第四十五条　法第三十三条の三第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

［一～十四　略］

十五　登録金融機関業務として高速取引行為を行う場合には、第八条第十一号イからニまでに掲げる事項

第四十七条　法第三十三条の三第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

［一～十　略］

十一　登録金融機関業務として高速取引行為を行う場合には、高速取引行為に係る業務を管理する責任者の履歴書

２　［略］

［号を加える。］

［２・３　同上］

（業務の内容又は方法の変更の届出）

第二十一条　法第三十一条第三項の規定により届出を行う金融商品取引業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、第八条各号に掲げるもの（内容に変更のあるものに限る。）を記載した書類及び前条第一項第五号に定める書類（内容に変更のあるものに限る。）を添付して、所管金融庁長官等に提出しなければならない。

（変更登録の申請）

第二十二条　［同上］

２　前項の変更登録申請書には、変更の内容及び理由を記載した書面並びに次に掲げる書類（新たに行おうとする業務（電子募集取扱業務を含む。）に係るものに限る。）を添付しなければならない。

一　法第二十九条の四第一項各号（第一号から第三号まで及び第五号ハを除く。）のいずれにも該当しないことを誓約する書面

［二・三　同上］

３　［同上］

（登録申請書の記載事項）

第四十四条　法第三十三条の三第一項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～十一　同上］

（業務の内容及び方法）

第四十五条　［同上］

［一～十四　同上］

［号を加える。］

第四十七条　［同上］

［一～十　同上］

［号を加える。］

２　［同上］